

一人ひとりが共に支え合い、  
安心して暮らせるまち

第5次阿賀野市障がい者計画  
第7期阿賀野市障がい福祉計画  
第3期阿賀野市障がい児福祉計画

令和6（2024）年度～令和8（2026）年度

概要版



阿賀野市

## 計画の策定にあたって

阿賀野市では、障がい特性による隔たりがなく、すべての市民が地域でいきいきと安心して暮らせるまちを目指し、平成19年3月に「阿賀野市障害者計画及び阿賀野市障害福祉計画」を策定し、障がいのある方への施策を推進してきました。

その後も「阿賀野市手話言語条例」に基づき、障がいのある方に対する理解の促進及びコミュニケーション支援を充実させることで一層の共生社会の実現を目指し、障がいのある方への施策の推進を図ってきたところです。

「第5次障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」（以下、「本計画」という。）では、障がいのある方やその家族のニーズの多様化及び法制度の変化に的確に対応した、障がいのある方への総合的な福祉施策の展開を引き続き図っていく必要があることから、これまでの計画と同様に、障がいのある方も、障がいのない方も、互いに支え合い、地域で安心していきいきと暮らすことのできる「共生社会」の実現を目指して上記の3つの法定計画を一体的に策定しました。

（各法定計画との関係）

第5次阿賀野市障がい者計画  
第7期阿賀野市障がい福祉計画  
第3期阿賀野市障がい児福祉計画

市町村障害者計画 ⇒ 障がい者のための施策  
（障害者基本法 第11条第3項）

市町村障害福祉計画 ⇒ 障害福祉サービス等の提供体制の確保  
（障害者総合支援法 第88条第1項）

市町村障害児福祉計画 ⇒ 障害児通所支援等の提供体制の確保  
（児童福祉法 第33条の20第1項）

## 障がいのある方の概念

本計画における「障がいのある方」、「障がい者」は、障害者基本法で定めた「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害）、その他の心身の機能の障がいがある方」や「障がい等で日常生活・社会生活に相当な制限を受けている方」、障害者総合支援法の対象となっている「難病等の方」です。

### 「障がい」という表記について

本計画では、「障害」と「障がい」の2つの言葉を使用しています。法令用語や固有名称などに使用されている場合「障害」を使用していますが、広く障がいを表す場合は、「障がい」を使用しています。

# SDGsと関連した取組の推進

SDGsは、令和12年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

障がい福祉施策においても、SDGsの視点を取り入れて互いに支え合える持続可能なまちづくりに取り組めます。



出典：国際連合広報センター

## 計画の期間

国の基本指針において、第7期「市町村障がい福祉計画」及び第3期「市町村障がい児福祉計画」は令和6年度から令和8年度までの3か年を計画期間として策定することが示されているため、本計画も同期間となります。

計画の名称	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
阿賀野市総合計画	令和3年度～令和6年度（後期計画）				次期計画		
第5次阿賀野市障がい者計画 第7期阿賀野市障がい福祉計画 第3期阿賀野市障がい児福祉計画				令和6年～令和8年度			次期計画
阿賀野市障がい者計画	第4次阿賀野市障がい者計画			令和6年～令和8年度			次期計画
阿賀野市障がい福祉計画	第6期阿賀野市障がい福祉計画			令和6年～令和8年度			次期計画
阿賀野市障がい児福祉計画	第2期阿賀野市障がい児福祉計画 (令和3年～令和5年度)			令和6年～令和8年度			次期計画

## 計画の理念

### 基本理念

一人ひとりが共に支え合い、安心して暮らせるまち

障がいのある方本人、家族、地域、事業所、行政など多様な主体が支え合いながら、切れ目のない支援の輪をつなぎ、様々な個性をお互いに認め合い、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指し、本計画の基本理念を「一人ひとりが共に支え合い、安心して暮らせるまち」とします。

また、基本理念を実現するため、次の3つの基本目標を定めます。

#### 基本目標1 共に支え合うまち

障がいへの理解促進を図るとともに、差別解消や虐待防止等の障がいのある方の権利擁護の推進を図ることで、共に支え合いながら、お互いを認め合えるまちづくりを進めます。

#### 基本目標2 安心して暮らせるまち

包括的な相談体制を整備し、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

#### 基本目標3 生きがいを持って暮らせるまち

心身の健康維持のための支援を行うとともに、様々な活動に参加しやすい環境整備を推進し、生きがいを持って暮らせるまちづくりを進めます。

# 計 画 の 体 系

基本  
理念

一人ひとりが共に支え合い、安心して暮らせるまち

## 基本目標

- 基本目標1 共に支え合うまち
- 基本目標2 安心して暮らせるまち
- 基本目標3 生きがいを持って暮らせるまち

## 基本方針

## 基本施策

基本方針1  
障がいへの理解と  
権利擁護の推進



- (1) 障がいへの理解に対する啓発の推進
- (2) 権利擁護施策の充実
- (3) 意思疎通支援事業の充実と情報のバリアフリー化の推進

基本方針2  
地域での自立生活の支援



- (1) 障害福祉サービスの充実・質の向上
- (2) 生活基盤の安定
- (3) 就労支援の充実

基本方針3  
安心して暮らせる  
地域づくり



- (1) 人にやさしいまちづくりの推進
- (2) 防犯・防災対策の充実

基本方針4  
総合的な支援体制の充実



- (1) 相談支援体制の充実
- (2) 療育・保育・教育の充実

基本方針5  
だれもが集える地域づくり



- (1) 社会参加の促進

# 計 画 の 内 容

## 基本方針1

## 障がいへの理解と権利擁護の推進

共生する社会の実現に向け、障がいや障がいのある方への理解を促進するため、啓発・広報活動を推進します。

障がいを理由とする差別の解消、虐待の防止及び権利擁護、成年後見制度の利用促進のための支援の充実を図ります。

障がいの種別に応じた伝達手段を用いる等の工夫を凝らし情報提供の一層の充実を図り、手話奉仕員等の専門的知識と技術を兼ね備えた人材の養成に努め、意思疎通支援の充実を図ります。



## 【今後の主な施策・事業など】

◎障がいへの理解に対する普及・啓発・広報を推進します。

- ヘルプカード等を配布し、合理的配慮の浸透及び定着を図ります。

◎障がいのある方とない方の交流機会の拡大を図ります。

- 「障害者週間」等を中心とした集中的な啓発・交流事業を実施します。

◎福祉の心を育てる教育を推進します。

- 学校教育において、障がいの有無などに関わらず、互いのよさを認め合って協働し生活する考え方や気持ち、態度を育てます。

◎権利擁護、虐待防止、成年後見制度の推進と障がいのある方への差別の解消を図ります。

- 虐待通報に対し、早期にコアメンバー会議を招集するとともに、関係機関と連携し早期対応、早期解決に努めます。また、継続した見守りや支援を図ります。

◎合理的配慮への理解促進を図ります。

- 地域や学校、事業者等において、合理的配慮について正しく理解できる機会の充実を図ります。

◎意思疎通支援をする人材の確保と養成を図ります。

- 手話奉仕員の養成及び研修の充実を図ります。

## 基本方針2

## 地域での自立生活の支援

サービス供給量の確保と質の向上を図ります。また、質の高い支援を提供できる人材の育成を進めます。

障がいのある方やその家族等からの相談に応じ、適切な情報の提供や就労に向けた就労支援や訓練の充実、就職に向けた相談支援体制の充実を図ります。



### 【今後の主な施策・事業など】

◎障害福祉サービスを充実します。

- 居宅介護、重度訪問介護、同行援護などの訪問系サービスの充実を図ります。

◎地域生活移行支援を充実します。

- 短期入所や共同生活援助の各居宅生活支援サービスの充実に努めます。

◎日中活動の場の拡大を支援します。

- 地域活動支援センターの機能を充実します。

◎各種手当制度やサービス利用情報のわかりやすい提供に努めます。

- わかりやすい行政情報の提供の充実に取り組みます。

◎減免制度等の経済的な相談や支援の提供に努めます。

- 経済的な支援についての情報提供に努めます。

◎就労促進に向けた相談支援体制を充実します。

- 就労に関する希望やニーズに沿った伴走型の相談支援を図ります。

◎福祉就労支援の拡充と質の向上に努めます。

- 就労した際に必要な日常生活の訓練の機会を提供します。

## 基本方針3

## 安心して暮らせる地域づくり

地域におけるネットワークの充実を図り、市民一人ひとりが互いに支え合う地域福祉活動を促進します。

ボランティアと支援を必要とする人を結びつけるコーディネート機能やボランティア同士の交流・連携の充実に努めます。

障がいのある方の団体の育成を図るとともに、その活動や運営を支援します。

防犯対策の推進を図ります。また、災害時における適切な情報伝達や避難所での配慮等、災害発生時における支援体制の構築を進めます。



### 【今後の主な施策・事業など】

◎共生社会に基づく地域づくりを推進します。

- 地域福祉ネットワークの充実を図ります。

◎防犯対策を充実します。

- 防犯意識の普及・啓発に努めるとともに、防犯パトロールなど地域安全活動を推進します。

◎防災対策を充実します。

- 障がいのある方等の災害時要配慮者を受け入れる福祉避難所の拡充に努めます。

安全安心メールの登録をお願いします

防災行政無線の放送内容を  
文字で確認することができます

#### 配信情報

安全安心メールで配信する主な配信情報は次のとおりです。  
○防災・防災情報  
○防災行政無線  
○防災・防災情報  
○防災行政無線  
○防災・防災情報

#### 登録するメリット

○防災・防災情報  
市が発信する情報を早く受信することができます。文字による発信なので、一度読み直すことができます。  
○防災行政無線  
防災行政無線による防災情報の伝達と同時に安全安心メールでも送信されます。聞こえなかったり、聞き逃したりの場合に安心です。  
※お住まいの自治体の防災行政無線は、02-92-150000に  
ご確認ください。

#### 登録方法



※上記の操作はiPhoneのものですが、その他の機種からも同じような手順で登録できます。  
※登録時のメールが届かない場合は、受信設定を確認してください。bohan@city.bohan.nagano.jpからのメールを受信できるように設定してください。  
※登録にかかる費用は無料ですが、登録・メールの受信にかかる通信料はお客様の負担になります。

阿賀野市総務課・危機管理課  
電話：0250-42-2510 阿賀野市 安全安心メール 検索

阿賀野市では、防犯や防災などに関する情報をスマートフォンやパソコン等に電子メールでお知らせするメール配信サービスを行っています。安全安心な暮らしにつながる情報を手軽に確認することができますので、ぜひ登録してください。

## 基本方針4

## 総合的な支援体制の充実

関係機関との調整等を的確に行える体制の充実を図ります。

多様な相談に対応できる相談支援体制の充実を図ります。

障がい児に対する支援について、療育や教育環境の充実を図ります。



### 【今後の主な施策・事業など】

◎相談支援体制等の整備・強化を推進します。

- 重層的な体制の整備を進め、ニーズに応えた支援を強化します。

◎相談支援に関わる人材の育成と確保に努めます。

- 相談にかかわる全ての職員のアセスメント力、マネジメント力の向上に努めます。

◎障がい児の早期相談・早期支援のための療育体制等を充実します。

- 障がい児の早期発見、早期療育のための適切な支援体制の整備に努めます。

◎療育支援関係機関との連携の円滑化と体制整備を推進します。

- 切れ目なくとぎれない支援体制の構築を図ります。

### あがのししょう しゅきかんどうだんしえん 阿賀野市障がい者基幹相談支援センター

～一人ひとりが生き生きと安心して、  
ともに支えあい笑顔で暮らせるように～

当センターは、身体・知的・精神に障がいがある方などが、住み慣れた地域で自分らしく生活  
できるよう支援するための総合相談窓口です。

相談内容により、専門性や特性を生かした相談員が対応させていただきます。また、皆様の相談  
や、関係機関等からの情報提供などにより、見えてくる地域の課題についても検討していきます。  
相談は無料です。お気軽にご利用下さい。

#### どんなことをするの？

日常生活上の困りごと等の相談をお受けし、各種の情報提供や関係機関と連携し、総合的な支援を行います。

#### どんな人が利用できるの？

障がいがある方やその家族、支援者が利用できます。また、障がいなくても、相談先が分からない方も利用できます。

#### 相談の方法は？

当センターに来ていただく来所相談のほか、電話相談や訪問相談も受け付けています。まずは電話で相談内容をお聞かせください。



### 障がい者基幹相談支援センター

障がいがある方やご家族、障がい者（障がい児）等を支えてくださっている関係機関の相談を受け支援する総合相談窓口です。

<連絡先>

場所：阿賀野市役所 保健センター 2階  
電話：0250-61-2488（直通）

<利用時間>

月曜日～金曜日

午前8時30分～午後5時15分

（休業日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始）

## 基本方針5

## だれもが集える地域づくり

行事・イベント、スポーツ、レクリエーション活動、文化活動などの大会や行事等の実施を支援するとともに、情報提供に努めます。

施設面のバリアフリー化を進めるなど条件整備、一人で外出が困難な障がいのある方の外出支援サービスである同行援護や行動援護、手話奉仕員の派遣の拡充を図り、同時に様々なボランティア活動の支援など、サポート体制の強化に努めます。



### 【今後の主な施策・事業など】

◎余暇に関わる支援を拡充します。

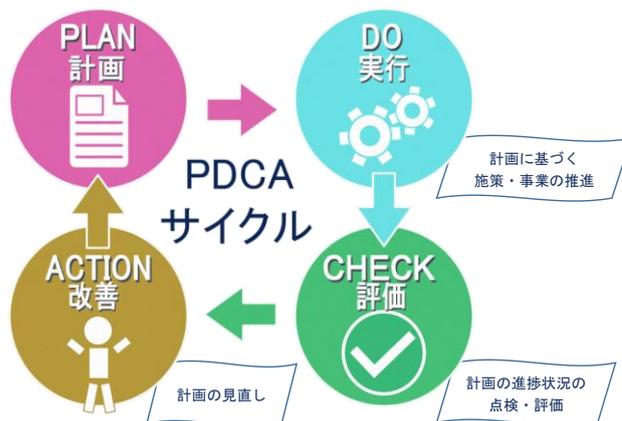
- 有用な福祉有償運送の充実に努めます。
- 障がいのある方の団体等が主催するスポーツ・文化交流事業等の情報提供と支援に努めます。
- 同行援護・行動援護サービスの新規参入の働きかけを事業所へ行い、サービスの充実に努めます。

## 計画を推進するにあたって

計画の実現のためには、障がい当事者やその家族等へのきめ細やかなサービスを、庁内の各部署が一体的に提供できる体制が必要であるため、障がい福祉分野のみならず、あらゆる分野において障がい福祉施策を展開すべく、庁内の横断的な調整や取組を推進します。

計画で記載した施策や事業、取組については、「阿賀野市障害者自立支援協議会」が実施するモニタリングにおいて、計画の進捗状況や施策等の効果の点検を行います。

また、計画の進行管理においては、PDCAサイクルの手法を活用し、計画全体のマネジメントを行い、点検・評価、課題の共有等を実施します。



## 障害福祉サービス等の成果（数値）目標

障がいのある方等の自立支援の観点から、施設等からの地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、本市における実績等を踏まえて数値目標を設定します。

項目	令和4年度末実績	考え方等	令和8年度末目標
<b>【福祉施設の入所者の地域生活への移行】</b>			
地域生活移行者数	57人※	令和4年度の全施設入所者数の7.0% ※施設入所者数	4人
削減見込	—		4人
<b>【地域生活支援拠点等が有する機能の充実】</b>			
地域生活支援拠点数	令和8年度末までに1箇所以上を確保予定		1箇所
コーディネーター配置人数	令和8年度末までに1人以上を配置予定		1人
検証・検討回数	年1回以上検証及び検討を実施予定		年3回
<b>【強度行動障害を有する障害のある方への支援体制の充実】</b>			
目標年度末時点での支援体制の確保	—	確保済、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を更に進める	有り
<b>【福祉施設から一般就労への移行等】</b>			
<b>○福祉施設から一般就労への移行者数</b>			
一般就労移行者数	1人※1	令和8年度中に就労移行支援事業等を通じて一般就労する者の実人数 ※1 令和3年度末 実績	4人
<b>○事業ごとの一般就労への移行者数</b>			
就労移行支援事業からの移行者数	0人※1	令和8年度中に就労移行支援事業を通じて一般就労する者の実人数	2人
令和8年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の数			1箇所
就労継続支援A型事業からの移行者数	0人※1	令和8年度中に就労継続支援A型を通じて一般就労する者の実人数	1人
就労継続支援B型事業からの移行者数	1人※1	令和8年度中に就労継続支援B型を通じて一般就労する者の実人数	1人
<b>○就労定着支援事業の利用者数</b>			
就労定着支援事業の利用者数	3人※1	令和8年度中に就労定着支援事業を利用する者の実人数	5人
<b>○就労定着率が7割以上になる就労定着支援事業所数</b>			
就労定着率が7割以上になる就労定着支援事業所数	0箇所	市内に就労定着支援事業所がなく、今後も開所が見込まれないため	0箇所

項目	令和4年度末実績	考え方等	令和8年度末目標
<b>【障がい児支援の提供体制の整備】</b>			
<b>○主に重症心身障がい児を支援する事業所の確保</b>			
児童発達支援センター	1箇所	市単独で「こどものことばとこころの相談室」に児童発達支援センターを設置済	1箇所
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制	無し	障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する	有り
保育所等訪問支援の提供体制の確保	有り	確保済、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を更に進める	有り
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援の確保	1箇所	「かがやきこども園」で実施中	1箇所
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの確保	1箇所	「かがやきこども園」で実施中	1箇所
<b>○医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置等</b>			
協議の場の確保	有り	「医ケア児支援連絡会」を設置済	有り
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	有り	コーディネーター3名を市内に配置済	有り
<b>【相談支援体制の充実・強化】</b>			
基幹相談支援センターの設置	有り	障がい者基幹相談支援センター設置済	有り
地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	有り	確保済、実施中の障がい者基幹相談支援センターを中心に地域の相談事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言、地域の相談支援事業所の人材育成の支援などを更に進める	有り
個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善等を行うために必要な協議会の体制の確保	有り	確保済、地域の相談支援事業所が構成員となっている相談支援部会において事例検討や地域課題についての協議を継続実施	有り
<b>【障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築】</b>			
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の確保	有り	確保済、県が主催する障害福祉サービス等に係る各種研修を活用し、障害福祉サービス等の更なる質の向上に繋げる 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を事業所と共有し過誤請求を減少させるための体制を更に整備する	有り

項目	令和4年度末実績	考え方等	令和8年度末目標
<b>【発達障がいのある方等に対する支援】</b>			
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者	0人	令和8年度末までの受講予定者数	3人
ペアレントメンターの人数	0人	令和8年度末までの認定予定者数	3人
ピアサポートの活動への参加人数	4人	令和8年度に参加した者の実人数	6人

## 障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業所一覧

事業所名	電話
<b>◎就労支援事業所</b>	
障害福祉サービス事業所 ゆうきの里	Tel 62-9910
あおぞらソラシード	Tel 47-7152
すばるワークセンター	Tel 62-5880
阿賀野市さくらの会作業所	Tel 63-1950
ワークショップ大和	Tel 47-7090
協働作業所 かがやき	Tel 68-1170
Sprite阿賀野	Tel 47-8442
<b>◎通所・入所生活支援事業所</b>	
コスモス活動所	Tel 63-2050
障がい者支援施設 宝珠苑	Tel 68-1511
あおぞらソラシード(熊と森の湯)	Tel 63-0800
生活介護事業所 こもれび	Tel 25-7295
阿賀野市デイサービスセンター むすびの里	Tel 68-5885
阿賀野市デイサービスセンター 第二わかばの里	Tel 63-2121
リハステーション みどりおか	Tel 67-3163
障がい者ショートステイ やすだの里	Tel 68-1510
共生型短期入所かがやき苑	Tel 68-7770
かがやきこども園	Tel 68-1118
地域活動支援センター どれみハウス	Tel 080-9872-7551
<b>◎ヘルパー事業所</b>	
訪問介護事業所ステーション たいよう	Tel 62-5566
阿賀野市協会ヘルパーステーション めくもり	Tel 63-9903
ヘルパーステーション てまり	Tel 62-0465
ヘルパーステーション にじいろ	Tel 68-5757

事業所名	電話
<b>◎グループホーム</b>	
グループホーム パル	Tel 68-1186
グループホーム 光風	Tel 62-5880
いんくる 阿賀野北本町の家	Tel 47-8357
いんくる 阿賀野すいばらの家	Tel 47-3990
共同生活援助 ぼの	Tel 47-6020
<b>◎障害児支援事業所</b>	
こどものことばとこころの相談室 障害児通所支援事業所 多機能型	Tel 61-2260
コスモス活動所	Tel 63-2050
放課後等デイサービス事業所 チューリップハウス	Tel 61-5600
一般社団法人 ライト牧場	Tel 47-8310
かがやきこども園	Tel 68-1119
放課後等デイサービス みどりおか	Tel 47-3154
<b>◎相談支援事業所</b>	
阿賀野市障がい者 基幹相談支援センター	Tel 61-2488
相談支援センター ことはな	Tel 61-2323
相談支援センター ゆう	Tel 47-5755
相談支援センター Lプラン	Tel 62-8005
相談支援事業所 ごず	Tel 47-4676

(市外局番：0250)

発行：阿賀野市役所 〒959-2092 阿賀野市岡山町10番15号

TEL. 0250-62-2510 (代表) FAX. 0250-61-2036

※計画書は市のホームページでも公開しますのでご覧ください。

<https://www.city.agano.niigata.jp/>



**障がい福祉  
で検索！**